

野田市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 16 号

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年野田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 7 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 7 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。